

日本学生支援機構の奨学金返還促進策について

平成 20 年 6 月 10 日

奨学金の返還促進に関する有識者会議

「日本学生支援機構の奨学金返還促進策について」

目次

はじめに.....	1
第一章 奨学金貸与事業の現状	2
第二章 貸与時の取扱いに関する改善・見直し	6
1. 保証機能の向上のための方策(人的保証と機関保証)	6
2. 学校との連携強化のための方策.....	8
3. その他貸与時における方策.....	10
(1) 適格認定の厳格な実施	10
(2) リレー口座加入の徹底.....	11
第三章 返還促進のための具体的方策.....	13
1. 延滞状況を早期解決するための取組み.....	13
2. 法的措置の徹底.....	15
3. 民間の債権回収業者への業務委託	17
4. 返還者がより返還しやすい仕組みの導入	19
5. その他返還を促進するための方策.....	21
(1) 個人信用情報機関の活用.....	21
(2) 返還相談体制の抜本的強化	21
(3) 回収のための財源の確保	22
(4) 回収についての目標値設定	22
おわりに.....	24
報告書の概要	25
参考資料.....	29

はじめに

18 12

19 12
20

19 10

(延滞理由の分析から)

		18	
	7,799		45.1
	25.3		23.5
			12.8
	9.5	3.4	
2.2	0.8		

(参考2) 延滞理由 (延滞者に対する調査結果)

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
低所得	37.0%	36.4%	45.1%
借入金の返済	29.9%	19.5%	25.3%
無職・失業	30.4%	33.4%	23.5%
延滞額の増加	8.2%	17.1%	23.3%
親の債務返済	10.1%	14.8%	19.4%
家族の病気療養	10.1%	12.2%	12.8%
本人の病気療養	13.6%	10.8%	9.5%
在学・留学	2.3%	10.4%	3.4%
生活保護受給	2.0%	1.3%	2.2%
災害	0.5%	0.6%	0.8%
その他	13.5%	8.6%	13.4%

(注1) 各年度の調査対象は次のとおりである。

- ・平成 16 年度：調査時点 (3 月) において延滞 12~24 月で、直近 6 ヶ月入金がない者 (有効回答数 733 件)
- ・平成 17 年度：調査時点 (12 月) において延滞 12~24 月の者で、直近 3 ヶ月入金がない者 (有効回答数 1,816 件)
- ・平成 18 年度：調査時点 (9 月) において、延滞 6 月以上の者 (有効回答数 7,799 件)

(注2) 各年度とも、延滞理由は複数回答を可能とした。

第二章 貸与時の取扱いに関する改善・見直し

1. 保証機能の向上のための方策（人的保証と機関保証）

（現 状）

16

19

35.1

（課 題）

(改善策)

(返還誓約書の提出時期を採用時に早期化)

(機関保証制度についての積極的な周知・奨励)

2. 学校との連携強化のための方策

(現 状)

19 268

(課 題)

(改善策)

(返還方策について学校に対し積極的な広報・周知)

(返還猶予に係る在学届提出の徹底)

(学校別内示数の算定において延滞率の比重を高める)

10

(延滞率の改善が進まない学校名の公表を検討)

16 10

3. その他貸与時における方策

(1) 適格認定の厳格な実施

(現 状)

						19	
	735,677		27,888	3.8	9,259	1.3	9,161
1.2		8,599	1.2				

(課 題)

(改善策)

(停止、廃止等の措置の厳格な実施)

(適格認定時における自己の奨学金情報の確認)

(2) リレー口座加入の徹底

(現 状)

10

80

40.1

19
86.5

96.2

20

(課 題)

(改善策)

(リレー口座加入時期を早期化)

第三章 返還促進のための具体的方策

1. 延滞状況を早期解決するための取組み

(現 状)

10

(課 題)

(改善策)

(早期における督促の集中的実施)

(住所調査の更なる徹底)

(返還開始時期の早期化)

10

(延滞理由の調査を拡大)

2. 法的措置の徹底

(現 状)

19

17

14

10

(課 題)

(改善策)

(法的措置の早期化及び延滞者全員に対する法的措置の原則実施)

(訴訟提起も可能となるよう制度改正)

(延滞者等に対し法的措置について早期に周知)

3. 民間の債権回収業者への業務委託

(現 状)

	17		
17	556	18	7,037

(課 題)

17			556	201,225
	273		37.1	
18		18 11	19	
	1,018	354,736		311
	10.4			

(改善策)

(回収効果の見込める初期延滞債権について民間委託を実施)

(総合的な観点からの債権回収業者の選定)

(金融機関経験者を登用)

4. 返還者がより返還しやすい仕組みの導入

(現 状)

20

(課 題)

(改善策)

(返還猶予制度の周知・改善)

(情報システムによる利用者サービス)

5. その他返還を促進するための方策

(1) 個人信用情報機関の活用

18

25.3

(2) 返還相談体制の抜本的強化

12

23

(3) 回収のための財源の確保

(4) 回収についての目標値設定

95

16 20

18 12

おわりに

報告書の概要

「奨学金の返還促進に関する有識者会議」報告書の主なポイント

背景

民間有識者を含めた検討体制の下で、**奨学金の効果的な回収方策等について検討**

(『独立行政法人日本学生支援機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について』における指摘事項を踏まえた見直し案
「独立行政法人整理合理化計画」指摘)

→学校関係者、学識経験者、金融関係者、法曹関係者等による有識者会議を設置し検討。

奨学金貸与事業の現状

- ◆高等教育機関への進学率の向上、学費の増大等を背景にした**貸与人員・金額の拡大**及びこれに伴う**要回収額の増大**
- ◆回収促進を図るに当たっては、**延滞理由等返還者の状況を踏まえた方策を講じることが重要**

主な改善方策

貸与時の取扱いに関する改善・見直し

○保証機能の向上のための方策(人的保証と機関保証)

- ・**返還誓約書の提出時期を採用時に早期化**
- ・**機関保証制度について積極的な周知・奨励**

○学校との連携強化のための方策

- ・**学校別内示数の算定において延滞率の比重を高める**
- ・**延滞率の改善が進まない学校名の公表を検討**

○その他貸与時における方策

- ◇適格認定の厳格な実施
 - ・**停止、廃止等の措置の厳格な実施**
 - ・**適格認定時における自己の奨学金情報の確認**
- ◇リレー口座加入の徹底
 - ・**リレー口座加入時期を早期化**

返還促進のための具体的方策

○延滞状況を早期解決するための取組み

- ・**早期における督促の集中的実施**
- ・**住所調査の更なる徹底**
- ・**延滞理由の調査を拡大**

○法的措置の徹底

- ・**法的措置の早期化及び延滞者全員に対する法的措置の原則実施**
- ・**延滞者等に対し法的措置について早期に周知**

○民間の債権回収業者への業務委託

- ・**回収効果の見込める初期延滞債権について民間委託を実施**

○返還者がより返還しやすい仕組みの導入

- ・**返還猶予制度の周知・改善**
- ・**情報システムによる利用者サービス**

○その他返還を促進するための方策

- ・**個人信用情報機関の活用**
- ・**返還相談体制の抜本的強化**

○住所調査のための公的な本人確認制度との連携や、源泉徴収のような給与からの天引きによる納付の可能性等については、中長期的課題として関係機関が協力して検討。

日本学生支援機構の奨学金返還促進策について（報告書の概要）

- 「『独立行政法人日本学生支援機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について』における指摘事項を踏まえた見直し案」、「独立行政法人整理合理化計画」を踏まえ、奨学金の効果的な回収方策等について検討。

奨学金貸与事業の現状

貸与時の取扱いに関する改善・見直し

1. 保証機能の向上のための方策（人的保証と機関保証）

- 返還誓約書の提出時期を採用時に早期化
- 機関保証制度についての積極的な周知・奨励

2. 学校との連携強化のための方策

- 返還方策について学校に対し積極的な広報・周知
- 返還猶予に係る在学届提出の徹底
- 学校別内示数に関する延滞率の比重を高める
- 延滞率の改善が進まない学校名の公表を検討

3. その他貸与時における方策

（1）適格認定の厳格な実施

- 停止、廃止等の措置の厳格な実施
- 適格認定時における自己の奨学金情報の確認

（2）リレー口座加入の徹底

- リレー口座加入時期を早期化

10

12

1. 延滞状況を早期解決するための取組み

○ 早期における督促の集中的実施

○ 住所調査の更なる徹底

○ 返還開始時期の早期化

10

○ 延滞理由の調査を拡大

2. 法的措置の徹底

○ 法的措置の早期化及び延滞者全員に対する法的措置の原則実施

○ 訴訟提起も可能となるよう制度改正

○ 延滞者等に対し法的措置について早期に周知

3. 民間の債権回収業者への業務委託

○ 回収効果の見込める初期延滞債権について民間委託を実施

○ 総合的な観点からの債権回収業者の選定

○ 金融機関経験者を登用

4. 返還者がより返還しやすい仕組みの導入

○ 返還猶予制度の周知・改善

○ 情報システムによる利用者サービス

5. その他返還を促進するための方策

(1) 個人信用情報機関の活用

(2) 返還相談体制の抜本的強化

(3) 回収のための財源の確保

(4) 回収についての目標値設定



